

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：刑事警察費

事業名 取調べの録音・録画装置整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 刑事部 刑事総務課 電話番号：058-271-2424 (内 4011)

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,496 千円 (前年度予算額：6,722 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,722	2,200	0	0	0	0	0	0	4,522
要求額	6,496	2,155	0	0	0	0	0	0	4,341
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

令和元年6月、取調べの録音・録画制度が施行となり、一部例外規定を除いて裁判員裁判対象事件の録音・録画が義務づけられるとともに、公判で対象事件の取調べで録取した被疑者調書の任意性等が争われたときは、当該取調べの録音・録画記録が無ければ証拠能力が認められないため、確実に録音・録画を実施しなければならない。

また、確実に録音・録画を実施するためには、耐用年数超過となる可搬型録音・録画装置を更新する際、より操作性の高い設置型録音・録画装置に振り替えて更新し、同装置未配備の警察署に配備する必要がある。

一方で、設置型録音・録画装置は故障の際、メーカーへの機器の送付ができないため、復旧に多くの日数を要する弊害も現れてきている現状、従来の可搬型よりも目立たず、操作性も向上した小型可搬型録音・録画装置のメリットも見直されてきている。

(2) 事業内容

録音・録画装置の更新整備

令和元年度の4カ年計画を変更、3式のうち小規模警察署に整備予定の2式を設置型から小型可搬型に換え、機器故障の際に即座に対応する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県内で発生した犯罪被疑者に対する取調べの際に使用する装置の整備であること、また他の国庫補助対象事業と同様の割合で国庫を充当しており県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
備品購入費	6,496	録音・録画装置の更新整備
合計	6,496	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

(2) 国・他県の状況

- ・改正発達障害者支援法 平成28年8月施行

障害者が被疑者となった場合に捜査機関等に意思疎通の手段を確保するなどの配慮を義務づけ、可能な限り広く録音・録画を実施するなど適正な取調べを求めている。

- ・改正組織犯罪処罰法 平成29年7月施行

組織犯罪を計画段階で処罰可能とするテロ等準備罪を新設し、その運用にあたり取調べの録音・録画をできる限り実施することとした。

- ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律 令和元年6月施行

対象事件（裁判員裁判対象事件等）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を取り調べるとき又は弁解の機会を与えるときは、その状況を録音・録画しなければならない。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和元年6月に施行となった取調べの録音・録画制度について、必要な装置の整備は完了したが、今後は確実に録音・録画を実施するため、耐用年数超過となる可搬型録音・録画装置を更新する際、より操作性の高い設置型録音・録画装置に振り替えて更新し、同装置未配備の警察署に配備したい。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前年度末時点)	目標	達成率
録音・録画実施件数	(H)	129件 (H29)	156件 (H30)	196件 (R元)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

犯罪捜査の過程で必要な手続きであり、目標設定することは困難である。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- ・裁判員裁判対象事件等の取調べ時に、録音・録画を実施した。
令和元年度は、対象事件196件の録音・録画を実施した。
- ・録音・録画に関する教養は、全警察署を対象とした巡回教養のほか、警察学校や警察本部における実戦塾の開催等を通じて、捜査員に対して録音・録画装置の取扱要領や取調べ要領等の教養を行った。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

新たに整備した装置を活用してより実戦的な教養を多数実施し、司法制度改革への的確な対応を行うことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 		
(評価)	○	令和元年6月に対象事件における被疑者の取調べの全過程での録音・録画が義務づけられたほか、供述の任意性、信用性を確保するためにも必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 		
(評価)	○	取調べの任意性、信用性を高め、客観的な記録による裁判員等の的確な判断を可能とするために必要であり、今後、全過程で実施するためには、録音・録画装置の適正な維持管理が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 		
(評価)	○	取調べの任意性、信用性を確保する上で重要性が高く、今後、効果的かつ効率的に実施する上で、更なる整備が必要である。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>取調べの録音・録画制度を適正に履行するためには、現在保有する録音・録画装置の維持管理を適切に推進していかなければならない。</p> <p>また、従来の可搬型録音・録画装置を更新していく際は、より正確性・利便性の高い設置型録音・録画装置に振り替えて更新する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>県民の安全・安心を確保するために必要不可欠な事業であり、整備された装置を効果的かつ効率的に活用して、適正な取調べによる社会正義の実現を推進していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

